

## (豊中市伊丹市クリーンランド議会平成24年度予算審議など)

### 【議会会議録の検索システムについて】

#### (質問)

昨年11月の決算審議の際にクリーンランド議会のホームページの会議録について、課題を指摘するとともに、要望と言う形で色々と意見させていただきました。行間が狭いこと、改行がされていないこと、さらには、そもそも会議録の検索システムがないため、テーマや質問者、答弁者を絞って過去の議事についての調査が出来ないこと。

一方で、クリーンランドとしては、ICTトータルシステム化による各種データベースの構築や、スムーズな業務遂行を目的に、一元的な情報管理システムの構築を目指しておられると思います。

さらに、今年の1月に改定版が策定された豊中市伊丹市クリーンランド行財政改革大綱のP.4に「市民のモニタリングと参画による運営への取り組みとして、情報へのアクセスをすべての市民に保障し、市民がクリーンランドをモニタリング(監視)できる仕組みを作り、市民の意見・提言を反映した運営を実現していかなければなりません。」と記載されています。

そういった思いを持たれているのであればなおさら、数少ないクリーンランドの事業に関する議会における公式な議論の経過や結果の情報が、より分かりやすく、読みやすく、しかも簡単に入手できるように、検索システムの導入も含めてホームページの会議録の改善をすべきと思いますが、昨年11月に要望させていただいて以降、どのような検討がなされ、来年度以降、何らかの対応をされるおつもりなのか、お答え下さい。

#### <答弁>

議会議事録の検索システムについてお答えいたします。

検索システムについては、以前より両市の導入しておりますシステムをクリーンランドへ導入するにあたっての調査を行ってきたところであります。その中で、システム導入には多額の導入資金が必要となることから、昨今の財政状況を鑑み、導入に至っていない状況であります。ご指摘のありました、行間が狭く、改行がページの端までなされていないため「見辛い」ところがございます。この部分につきましては現在業者と打ち合わせをおこなっておりまして、24年度から行間をもう少し広げるなど、行っていきたいと考えておりますので、宜しくお願いいたします。

#### (意見・要望)

正直言って、議会の検索システムについて、職員の方々の意識や認識が低いように思います。年が変わりましたが、クリーンランド議会のホームページの会議録は、昨年2月16日に開催された定例会、つまりは、前任の議員の方々の議事録までしかアップされていません。当然ですが、今回の予算審議に際して、昨年11月の決算審査の議事内容をホームページでは確認することが出来ない状態です。

また、先ほどのご答弁で、「検索システムについては、以前より両市の導入しているシステムをクリーンランドへ導入するにあたっての調査をしてきた」とのことですが、

そうであるなら、行間の狭さや改行がされていないことによって見づらい状態にあることは、以前から気づけていたはずです。さらに、事前の意見交換の際には、「議会議事録の検索システムについては、発言者の前に○印がついたので、発言者が誰なのかがわかりやすくなり、検索してもらえるものと考えている」といったご見解も伺いましたが、ただ単に発言者の前に○印がついたことで、検索してもらえるようになったと考えられておられることがそもそも、議事録の検索システムの有効性、重要性、必要性をあまり感じておられないということではないかと思います。私は、豊中市議会や伊丹市議会の議事録検索システムのように、質問者、答弁者、質問項目を入力するだけで、その項目に該当する議事録だけが即座に抽出されて確認できることが、検索できる状態にあると言えるものだと考えますし、そういった検索システムを構築すべきと思います。

豊中市伊丹市クリーンランド行財政改革大綱のP.5に記載されているように、「クリーンランドが市民の負託にこたえるために必要となる市民との協働を果たす取り組みを進める」と仰るのであれば、是非とも、ホームページの議事録の改善や更新に力を入れて頂き、より使いやすいものにして頂くことを強く要望しておきます。

## 【ISO14001の認証登録の継続について】

### （質問）

昨年11月の決算審議の際に、ISO14001の取得や認証登録の継続について、認証取得時の審査に約67万円、毎年の定期審査に約60万円、3年ごとの更新審査に約140万円必要であると答弁があり、廃止を含めた見直し、検討を提案したところ、「新たにクリーンランド独自のモニタリング体制の構築を内部検討しており、ISO14001の認証登録について今後のあり方を検討していく」との答弁がありました。1月に行財政改革大綱が改定され、それに伴い、新・行財政改革プランの第2次改革プランが示されたのですが、新たに独自のモニタリング体制の構築と言う項目やISO14001の認証登録のあり方の検討といった項目が明記されたり、追加されていないのですが、それらの検討はどの程度、進められているのでしょうか。個人的には、経費の削減や煩雑な業務を少しでも抑制するために、ISO14001の更新を早急に止めるべきと考えているのですが、見解をお聞かせ下さい。

### ＜答弁＞

これまでのISO14001に関わる取組みを、今後はより発展してまいることから、平成24年3月13日をもちまして、認証登録については辞退させていただく予定です。

具体的には、クリーンランド行財政改革プラン(第2次プラン)の中にも記載しておりますが、安全・安心で効率的な施設運営を図る観点から、環境影響等を指標としたモニタリングを実施します。内部及び外部からの監視と評価を行い、評価結果をホームページ等で広く公表いたします。

また、電気の消灯などの省エネ活動や市民への3R啓発活動についても、クリーンランド独自の『環境にやさしい作戦』という名称で、引き続き、積極的に取組んでまいります。

### （意見・要望）

ISO14001の認証登録を来月13日で、終了されることは、単なる経費の削減だけでなく、職員の方々の煩雑な業務の軽減にもつながると思いますし、非常に嬉しく思います。迅速な対応、決断に感謝いたします。

## 【特定規模電気事業者を含めた電力調達入札について】

(質問)

特定規模電気事業者(PPS)を含めた電力調達入札についてあらためて伺います。新・行財政改革プラン(第2次改革プラン)にも、項目として挙げられ「電力購入について、効率的な施設運営を図るため契約見直しを進めていく」と記載されていますが、来年度が検討で、再来年度が実施となっています。

11月の決算審査の際には、「新行財政改革プランに基づき、平成23年度は、電力の調達について、効率的な施設運営を図るため、契約の見直しを検討し、その結果、電力の安定需給の確保、並びに価格競争による電力調達入札を実施することにより、コスト削減も見込まれることから、今後、年度内の契約手続きを予定しております。」とのご答弁があったのですが、年度内の契約手続きの話はどうなったのでしょうか。また、来年度も検討となっており、実施が再来年度の予定と、かなり当初の予定から比べると遅らせることになっている理由は何でしょうか。これまでの検討状況の詳細なども含めて教えて下さい。

<答弁>

クリーンランドへの電力供給が可能な電気事業者は、関西電力を含め4社がごさいますが、入札参加資格登録業者は1社であることから、競争性の確保が不可能な状況でございます。また、電力の購入を実施している自治体では、温室効果ガスの削減を考慮した環境配慮契約法に基づき入札参加基準を設け、電力の購入を行っている状況でございます。

これらのことから、平成23年度は実施できなかった為、平成24年度に、競争性の確保に努めるとともに、環境配慮契約法に基づく価格競争入札による電力の購入実施に向け、取組んで参ります。

(質問)

入札参加資格登録者とは関西電力のことなのでしょうか。それとも特定規模電気事業者のことでしょうか。もしも、特定規模電気事業者ということであれば、現在、クリーンランドが電力を調達している関西電力と比較して、その特定規模電気事業者の電気料金はどれくらい安いのか、それとも高いのでしょうか。

また、環境配慮契約法に基づいた入札参加基準とは、具体的にはどういった基準のことなのでしょうか。

<答弁>

入札参加資格登録業者は、特定規模電気事業者でございます。

電気料金の比較については、1社では競争性を確保することができないため、想定は困難です。

また、入札参加基準については、公共として環境負荷の低減を目指す必要から、電気事業者の二酸化炭素排出量・新エネルギーの導入状況など、環境への取組み状況について総合評価を行い、基準を満たした電気事業者に対し、入札参加の条件とするものでございます。

**現状として、東日本大震災以降、特定規模電気事業者への電力需要が増えており、今後、電力の供給は厳しくなるものと考えております。**

**(意見・要望)**

特定規模電気事業者(PPS)を含めた電力調達入札についてですが、3月11日の原発事故以降、特定規模電気事業者の電力供給力が落ちていたり、ご答弁にもありましたように、昨年くらいから、PPSへの注目度が高まり、色んな自治体がPPSを含めた電力調達入札を実施し始めていることから、クリーンランドがPPSを含めた電力調達入札を実施しようと思っても、入札に参加できる事業者の確保が難しいということも伺ってはいます。しかしながら、様々な課題や今後の電力の自由化の動き、事業者の電力供給力を引き続き、注視、調査、研究して頂き、特定規模電気事業者を含めた電力調達の入札の実施を検討し、実施することによるコスト削減を図って頂くことを要望しておきます。

## 【余熱利用施設の収支状況と今後について】

### （質問）

余熱利用施設の今後のあり方については経営改善策も含めた検討が、平成21年度から行われてきたと思います。新・行財政改革プラン（第2次改革プラン）には、来年度も検討となっているのですが、開設以来、一度も黒字になることなく15年目を迎え、累積赤字額も平成22年度末で11億6600万円にもなっているわけですし、少なくとも3年も検討されてきたにもかかわらず、まだ経営改善策を講じるのではなく引き続き検討するというのでは、あまりにのんびりされている気がするのですが、来年度はどのような検討をされるのでしょうか。

来年度は、前年度比で4703人少ない11万1982人の利用者数を見込まれているとのことですが、来年度の収支赤字の見込はいくらでしょうか。

一方で、もし、この事業を行わなかった場合に、余熱を売電した場合、どれくらいの収益が見込まれるか教えてください。

### ＜答弁＞

平成23年6月、クリーンランド内部において「余熱利用施設の今後のあり方検討委員会」を設置し、現状の課題、問題点を洗い出したうえで、平成23年度内を目途に報告書をまとめているところです。平成24年度、この報告書を元に地元との協議を開始し、ご意見を踏まえたうえで具体の案を予算に反映し、議案として諮ってまいりたいと考えております。

次に、次年度における収支赤字の見込額についてですが、約92,000千円を見込んでおります。

最後に、余熱の売電見込額についてであります。平成22年度実績ベースで、蒸気供給量を併せ、約900万円の収益が見込めるものであります。

### （質問）

毎年毎年、どのような思いをもって、収支赤字を見込で予算を計上し、事業を続けておられるのか、ご見解をお聞かせ下さい。

また、地元の方々の利用率もそれほど高いわけではなく、地元のニーズに沿った地元還元施設とは言えず、利用者数の減少を考えると、豊中市伊丹市クリーンランド余熱利用施設条例第1条にある「豊中市伊丹市クリーンランドは、住民の健康維持、増進を図る」という目的が薄れてしまっていると思います。

余熱利用施設は、誰がどう考えてもこのままの経営状態のままで施設を維持していくべきではないと思います。そういう意味では、クリーンランドの余熱利用施設が毎年1億円近い収支赤字となり、累積赤字も昨年度末で11億6600万円にものぼっていることを近隣住民の方々に周知するとともに、この事業を廃止し、この事業に要する経費や余熱から得られるエネルギーの売電収益などがどれくらいになり、それらのお金の一部を活用して、近隣住民への配慮としての還元事業、施策を講じるべきと考えますが、来年度、そのような近隣住民への周知やニーズ調査、事業方針の転換も検討することが可能なかどうかお答え下さい。

### <答弁>

余熱利用施設は何より地元還元施設としての一定の役割を担ってきたと考えております。さらに、ごみ焼却により発生する焼却熱を有効利用するものであり、両市民にとって、健康増進、コミュニティ促進の場であるなど、その存在が地元、両市民に対して果たす効果は決して小さくないとの認識から事業を継続しているものであります。しかしながら、開設以来の収支状況を鑑みて現在の事業形態が最良であるとは言いがたく、より効率的、効果的な施設のあり方をめざして、昨年6月、クリーンランド内部において「余熱利用施設の今後のあり方検討委員会」を設置しました。今後は地元の皆様に本施設の事業運営の実情を明らかにしたうえで協議を重ねてまいり所存です。

近隣住民のニーズも視野に入れながら、よりよい方向を検討してまいります。

### (意見・要望)

先ほどのご答弁で、「余熱利用施設は何より地元還元施設としての一定の役割を担ってきたと考えている。」とのことですが、私は、施設開設以降、地元の方々の利用率はそれほど高いわけではなく、地元のニーズに沿った地元還元施設とは言えないと思います。仮に百歩譲って、地元還元施設として一定の役割を担ってきたとしたとしても、過去の話であって、現在は、担っているとは到底言えないと思います。

また、先程も述べましたが、利用者数の減少を考えると、住民の健康増進、コミュニティ促進の場として果たす効果も無くなってきているように思います。

私は、収支赤字を続け、改善の見込みも無い余熱利用施設を維持することを一刻も早く止め、税金の浪費を止めるべきと考えます。一方で、迷惑施設に対する地元還元が必要と言うのであれば、事業の廃止によって、必要となくなる事業経費や余熱から得られるエネルギーの売電収入の一部を活用して、近隣住民のニーズに沿った還元施策を講じるべきと提案させて頂くとともに、是非、早急な決断と対応をして頂くことを強く要望しておきます。

## 【東日本大震災に係る災害廃棄物の処理について】

(質問)

大阪府は2012年度予算に災害廃棄物の処理事業費として49億円を計上し、処理想定8万トンとのことです。来年度の2年間で最大18万トンの処理を想定しているそうです。また、大阪市も積極的に受け入れる方向で進められているようです。

そこで、技術的なことを少し教えて頂きたいのですが、クリーンランドとして、ごみの処理をするにあたって、現在の焼却炉で処理してはいけないもの、処理できないものなど明確な指標や基準を設けておられるのでしょうか。放射性物質の取り扱いについては、どのように規定されているのでしょうか。

また、環境省が災害廃棄物の処理の方針の中で、「可燃物は、排ガス処理装置としてバグフィルター及び排ガス吸着能力を有している施設では焼却可能」とし、さらに、大阪府の大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物の処理に関する指針の中で、「受け入れる災害廃棄物の放射性物質濃度の目安値をセシウム134とセシウム137の合計値として、100ベクレル/kg、埋め立てる焼却灰等の目安値を2000ベクレル/kg」と規定されています。

クリーンランドとして、特に技術面から、これらの基準や規定をどのように考えられているのでしょうか。実際に、これらの方針や指針に基づき、放射性物質を含んだ廃棄物を処理する場合の不安要素や、不確定要素があれば教えてください。

また、そもそも、クリーンランドの焼却施設は主要機器の老朽化が進んでおり、平成27年度末までの保全計画を平成22年度に策定され、定期的休止や補修工事、焼却負荷の低減に努めることで延命化、持続化を図られていると伺っています。つまり、焼却処理において余裕のない状態だということですね。そんな中、計画にない量の廃棄物を処理することになった場合、平成27年度末まで、問題なく運転を持続させることは可能とお考えでしょうか。

<答弁>

ごみ処理施設使用に関する条例施行規則において、施設に搬入することが出来ない物について明確にしております。

放射性廃棄物の取扱規定については、原子力安全委員会による、放射性廃棄物処分に係る安全規制において種類とその処分方法が規定されており、クリアランスレベル以下の廃棄物の基準が示されております。

焼却処理施設の技術的判断につきましては、放射性物質に関する専門的知識を有する職員がおらず、十分に理解することが極めて困難であることから、国への質疑等において一定の基準等の回答を求めているものです。

(質問)

クリーンランドとして明確な指標や基準を設けていないものの処理を実行するかどうかを検討する際は、どのような工程を踏んで行われるものなのでしょうか。あくまで、クリーンランドは一部事務組合ということで、豊中市、伊丹市両市の方針に一途に従うだけなのか、それとも、施設設備への影響、作業員や近隣住民への影響、排ガスや焼却灰の処理などなど様々な課題や不安要素などお持ちだと思いますが、



それらを豊中市、伊丹市両市に対しても現場を管理、運営する立場として、両市に意見、指摘されることはあるのでしょうか。具体的に現在のところ、どのような不安、疑問を抱いておられるかについても教えてください。

さらに、クリーンランドが定めた東日本大震災に係る災害廃棄物処理対応方針には、「全国規模で実施される災害廃棄物処理の広域処理体制の構築に協力し、震災及び津波により発生した災害廃棄物の受け入れ処理を行っていく。災害廃棄物の受け入れ処理にあたっては、環境省災害廃棄物対策特別本部で示された処理方針に基づき処理していく」と明記されています。ということは、環境省の処理方針に規定されたことには全面的に従っていくということなののでしょうか。

一方で、「放射性物質を含む廃棄物の処理等は一切行うことはない。」とありますが、そうであれば、大阪府が府域の受け入れに関する指針を示していますが、それには従わないと考えておけばよいのでしょうか。

### <答弁>

**放射性物質の混入の災害廃棄物の受け入れに関しましては、焼却処理技術のみならず生活環境への影響等について、国・府による両市市民への十分な説明が必要と考えております。**

**放射性物質の混入する災害廃棄物の焼却処理に関する基準や運転と整備作業に伴う安全衛生面における基準等が明確にならない限り受け入れについては困難なものと判断しております。**

**これらのことから、市民への影響や施設の課題等につきまして、クリーンランドの構成市であります豊中市、伊丹市及びクリーンランドの三者による協議調整のうえで決定していくこととなります。**

**大阪府の災害廃棄物処理に関する指針につきましても、先の国及び府からの明確な回答が示されない限りにおいて受け入れについての検討は困難なものと判断しております。**

### (意見・要望)

施設建設の際に、そもそも処理する想定をされていなかった物質に対してクリーンランドが独自の指標や基準を設けているわけではありませんし、設けられるものでもないとは思いますが。そのため、一定、国や府の指針や基準は判断指標になるとは思いますが、クリーンランドが今、第一に考えるべきことは、現在の焼却施設を平成27年度末まできっちりと問題なく持続的に運転させ、主に豊中市民、伊丹市民が日々の生活において排出される廃棄物を的確に処理することです。そのことは職員の皆さん十二分に考慮されているとは思いますが、慎重には慎重を重ねて対応して頂くことを強く要望しておきます。また、災害廃棄物の受け入れをしないことが被災地の復興支援を拒否しているとか、妨げているという批判も受けるかもしれませんが、クリーンランドとして、被災地復興支援については最大限協力したいとの思いは持たれているはずで、ただ、様々な角度から検討、検証するとともに、疑問や不安の解消に努める中で、国や府からの情報不足、説明不足によって、無責任な対応をして、万一、豊中市、伊丹市の両市民に迷惑をかけることが出来ないために、災害廃棄物の受け入れについて明確な判断が出来ない状態にあることを、もっと市民を始め、対外的に主張するべきではないかと僭越ながら意見しておきます。

## 【リサイクルの現状と課題について】

### （質問）

新・行財政改革プラン（第2次改革プラン）の3つ目の項目に「法で定められているリサイクルルートの活用や特定ではない資源化業者などとのネットワークを構築することで、地域内におけるごみ減量化・リサイクル化の推進を図る」とありますが、法で定めているリサイクルルートとはどういったルートでしょうか。そのリサイクルルートに疑問や不安、不満を持っておられないのでしょうか。プラスチック製容器包装の場合、容器包装リサイクル協会に負担金を支払って引き渡していると思いますが、容器包装リサイクル協会に引き渡された後、どのようなルートで、どれくらいのリサイクル率で処理されているのでしょうか。きっちりと把握されているのでしょうか。

法律上、容器包装リサイクル協会に引き渡されたプラスチック製容器包装のリサイクルは、マテリアルリサイクルが優先される原則があったり、そのマテリアルリサイクルのリサイクルは半分以上リサイクルすればOKという規定があるなど、様々な課題、問題があり、実際に、市民が分別排出したプラスチック製容器包装が、実際には、どれくらいリサイクルされているのか分かりません。

また、マテリアルリサイクルされたものが市場でどれだけの割合で再利用されているのか、私は全く知らないのですが、実際に把握されているのでしょうか。

それらの疑問や、市民の分別手間の面、分別方法を市民に周知・啓発する業務量、処理にかかる費用の面、処理にかかる業務量などを考えると、サーマルリサイクルをする方が、廃棄物をより、確実に、簡単に、安価にエネルギーと言う形でリサイクルすることが可能なのではないかと考えるのですが、ご見解をお聞かせ下さい。

### ＜答弁＞

法で定められているリサイクルルートにつきましては容器包装で言いますと、日本容器包装リサイクル協会のリサイクルルートでございます。

リサイクル率につきましてはマテリアルリサイクルでは回収量のほぼ半分が、再商品化製品として生まれ変わり、再商品化ができなかった残りのうち90%は、焼却エネルギー回収などにより有効利用されております。

再商品化製品としては、フォークリフトなどで荷物を運ぶ時に荷台として使用するパレットなどがありますが、市場でどれだけの割合で再利用されているのかまでは把握できておりません。

サーマルリサイクルをする方がいいのではないかとこの質問についてであります。クリーンランドといたしましては豊中市と伊丹市の環境施策に基づき3Rを進めてまいります。

### （質問）

市民が分別排出し、クリーンランドで手選別までしたプラスチック製容器包装のうち、優先的に行われるマテリアルリサイクルにおいて、全体の約半分ほどしか再商品化製品にされず、残りはほとんどが焼却されているわけです。

また、再商品化製品も、市場でどれくらい再利用されているかも把握されていません。ご答弁では、クリーンランドとしては、豊中市と伊丹市の環境政策に基づき3Rを進め

ていくとのことでしたが、豊中市、伊丹市のそれぞれの市長でもあり、事業管理者、副管理者のお二人は、先ほど述べたようなリサイクルの現状や課題についてどのようにお考えになり、市民の分別の手間や、リサイクルにかかるコストなど、総合的に判断しても、現行のリサイクルルートによる処理が好ましいと思われるのでしょうか。それぞれのご見解をお聞かせください。

#### <答弁>

**循環型社会形成推進基本法の基本原則や国、地方公共団体及び事業者の責務を踏まえ、再商品化を優先したリサイクルのあり方について、市議会において真摯な議論を重ね施策を構築してまいりました。**

**これに基づき、循環資源の循環的な利用及び処分を図ってきており、今後もその内容を踏襲しスリーRを進めてまいります。**

#### (意見・要望)

廃棄物の処理方法については、各自治体、事務組合ごとに異なっています。そのため、プラスチック製容器包装を容器包装リサイクル協会に引き渡さず、焼却処理をしている自治体もありますが、と言うことは、それらの自治体は循環型社会形成推進基本法の基本原則や国、地方公共団体及び事業者の責務を踏まえていないということになるのでしょうか。また、「市議会において真摯な議論を重ね施策を構築してきた」と仰いますが、伊丹市議会ではそうかも知れませんが、少なくとも豊中市議会においては、真摯かつ十分な議論が重ねられたとは私は思いません。だいたい、市民が分別排出し、クリーンランドで手選別までしたプラスチック製容器包装のうち、優先的に行われるマテリアルリサイクルにおいて、全体の約半分ほどしか再商品化製品にされず、残りはほとんどが焼却されている事実があるにもかかわらず、そのことについての明確な見解が示されたことはありませんし、先程のご答弁でもありましたが、そもそも、再商品化製品が市場でどれくらい再利用されているかも把握されていないのに、現行のリサイクルルートが妥当なのかどうかの判断が出来るわけがないと思います。こういった現行のリサイクルルートの課題や問題を直視し、本当に現行のリサイクルルートが妥当なのかどうかをクリーンランドとしても調査、研究して頂きたいと思えますし、特に技術的な知識を両市の職員の方々よりお持ちのクリーンランドの職員の方々から、技術面での現行のリサイクル手法の課題や問題点について、両市に対して意見、提言を積極的にして頂きたいと要望しておきます。

## 【平成24年度組織・機構改革について】

(質問)

議案第2号 豊中市伊丹市クリーンランド事務局条例の一部を改正する条例の設定について伺います。粗大ごみ処理施設廃止と合わせて、平成28年度を目標年度として、多様な業務に対応できる職員の育成を目的とした室・チーム制を導入するため、今回の機構改革を実行されるということですが、これまでの課や係を廃止して、室、チーム、グループにすることが、何故、多様な業務に対応できる職員の育成につながるのでしょうか。事前の説明では、平成28年度からは、約80名の人員で業務を行っていくとのことでしたが、今回の組織・機構改革によって人員削減も可能になるということなののでしょうか。

<答弁>

「課・係」制におきましては、ラインを重視した独立性の高い業務遂行が目的である機構であるため、課・係の単位を超え職員が複数所属することや業務に従事することに一定の制約があるものでございます。

これに対し「室・チーム」制は下位に組織を持たないため、室に設置されるチーム・グループにおきましても随時改編が可能な組織であり、繁忙期が異なる業務に対し柔軟な対応が見込めることとなります。

今回の機構改革後は、室という組織において、従来の課・係を超えた業務範囲において「職員の横の連携」に基づく業務遂行が可能となり、多様な業務に対応できる職員の育成につなげていくものでございます。

新施設を効率的に運営していくあるべき姿を見定め、必要となる職員数に向けた人員削減を進めていく所存でございますので、よろしく申し上げます。

(質問)

今後の職員数の削減に向けて、場合によっては、一部、事業、業務の委託化も検討するようですが、その事業、業務と言うのは、全ての事業、業務において、直営を維持するべきか、委託化が可能かを検討されるということでしょうか。

技術面の知識が乏しいために、ごみ処理業務を民間委託できるかどうか判断がつきにくいのですが、民間事業者でも、現在、職員の方々がされている業務を行うノウハウを持っているところがあるのでしょうか。

さらに、平成18年度に市民にも参画してもらって「ごみ処理施設整備事業化検討委員会」が設置され、議論や検討の結果、平成19年度に新ごみ処理施設の整備方式が、仮称・リサイクルセンターは「公設民営」、新ごみ焼却施設は「公設公営」方式と決定されたわけですが、これらの決定は、公設公営と決定された新ごみ焼却施設の業務を委託することは、問題ないのでしょうか。

<答弁>

平成28年度稼働予定の新ごみ焼却施設における直營業務につきましては、施設運営における「安全・安心」の確保を第一義とし、運転操作・維持管理など基幹的業務についてはクリーンランド自らがその業務を担っていくこととしておりますが、平成18年

度に設置しました「ごみ処理施設整備事業化検討委員会」の報告では、公設公営方式を採用するに当たっても、効率化に向けた具体的な実行策を示すことが求められております。このことから、運営体制におきましては基幹的業務以外の定型的かつ補助的業務に関して、委託化を検討していくことに問題はありません。

民間事業者の持つノウハウにつきましても、機械設備を製造するプラントメーカーにおきましては、試運転などが必要であるため、運転操作技能を有する職員は存在しております。

しかしながら、クリーンランドには、平成 19 年度に「公設公営」の事業方式が決定された要因の一つであります、40 年間という既存施設の運営により得られた経験と技術がございます。

これらの経験と技術が職員間で伝承されることと併せ、それを受け継ぐ職員が事務的な調整を含む多様な業務に対応していくとの意識と実際に遂行していく能力を持つことができるようにしていくため、「室・チーム」制を導入し、組織横断的な業務遂行が可能となる体制を構築していくこととしておりますので、よろしくお願いたします。

#### (意見・要望)

私は市に対して、市のごみ収集・運搬業務の民間委託化の拡大を求めているのですが、市民の方から、「ごみ収集・運搬業務」の民間委託を求めていくのであれば、「ごみの焼却業務」なども民間委託を求めるべきではないかのご意見を頂いたことがあります。しかし、技術的面の問題や「公設公営」という制限などを考慮して、なかなか提案や 要望することをためらっていたのですが、ごみの焼却に関するノウハウを持っている民間事業者もあるようですし、「公設公営方式を採用しても、定型的かつ補助的業務に関しては、委託化を検討していくことに問題ない」とのご答弁がありましたので、当然のことながら安全で、持続可能な事業運営が前提となりますが、是非、ごみの焼却業務なども含めて、全ての事業、業務において、効率的、効果的な事業手法について、官民を問わない役割分担を調査、研究して頂くことを要望しておきます。

## 【リユースのあり方について】

(質問)

新・行財政改革プラン(第2次改革プラン)の項目12で、「両市環境部門と地域におけるリユースのあり方を検討し、クリーンランド、両市の公共施設での開催等の拡充策を図る」とありますが、来年度はどのような検討をされるのか。これまではどのような検討があったのでしょうか。検討期間に相当の時間を要する理由は何なのでしょうか。どのようなリユースをイメージしているのでしょうか。

<答弁>

クリーンランドにおける「リユースコーナー」は、国の3R推進の啓発事業として、両市市民がリユース品を使用することで「物を大切にしよう」「もったいない」という意識がめばえ、そのことがごみ減量につながると考え実施してきました。

これまで、開催日数の延長や市民団体主催のイベント等の出展回数増という形で事業の強化を図ってきたところであります。

今後は、クリーンランドが主体となってリユースコーナーを設置、運営していくことについて、3R推進に対する有効性、経済性など多角的な視点から両市を交え検討し、方向性がまとまり次第実施していきたいと考えています。

## 【災害対応体制の整備について】

(質問)

新・行財政改革プラン(第2次改革プラン)の項目17で、「災害対応体制の整備を図る」とあるが、来年度、どのような検討をされるのか。

<答弁>

災害対応の整備につきましては、防火管理規定や自衛消防隊実施要項に基づきました消防訓練等を実施しております。

その訓練をおこなう中で気づいた反省点など、訓練終了後に検証を行ったうえで、改善等を図っているところであります。

24年度につきましても、引き続き訓練等を実施したなかで気づいた反省点などの抽出をおこない、両市関係機関との調整や意見交換をおこないながら検討・改善を行い、実態に即した体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

## 【循環型社会形成推進交付金制度について】

(質問)

新・行財政改革プラン(第2次改革プラン)の項目41で、「循環型社会形成推進交付金制度をはじめとする支援制度の活用を推進していく」とあるが、来年度、この制度を活用してどのようなことを行う予定なのか。その他の支援制度とはどんな制度があり、どんな制度を活用して、何をしようとしているのか。

<答弁>

本制度は、市町村が廃棄物の3Rを総合的に推進することを目的とした施設整備に対して交付金が交付される制度でございますが、クリーンランドが着手しました新ごみ焼却施設の建設工事は、本制度の対象事業として交付金制度を活用し財源の確保を図りながら事業を進めてまいります。また、その他の支援制度としまして起債の適正な運用を図り財源の確保に努めてまいります。

\*交付金交付率＝通常、交付対象事業費の1／3以下の交付率。

ただし、高効率発電導入施設は、発電設備に係る施設整備費に対して1／2までの嵩上げ措置がある。

(質問)

新ごみ焼却施設の建設工事や、高効率発電導入施設の発電設備に係る施設整備費などに、それぞれ、いくらぐらいの交付金を見込んでいるのでしょうか。

<答弁>

新ごみ焼却施設建設工事での交付金の受入れ額の見込みにつきましては、総事業費203億1750万円のうち、交付対象事業費を159億3364万5千円としておりますが、このうち交付率の嵩上げ措置がある高効率発電に関する交付対象事業費は、90億6381万円を予定しております。その結果、交付金の受入れ総額は、68億2185万円を見込み、そのうち高効率発電に係る交付金受入れ額は、45億3190万5千円を見込んでおります。

なお、交付金制度は予算の範囲内で交付されることとされており、昨年の中日本大震災からの復旧事業費に今後も多額の支出が予定されておりますことから、見込み額通り受入れができるかどうかは現時点では不明でございます。